

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、法令及び社内規則、善良なる社会慣行などを全役員が誠実に遵守し、倫理観の上に成り立った企業経営を行い、社会的信頼を獲得することがすべてのステークホルダーの利益に繋がるものと考え、コーポレート・ガバナンスの確立を経営の重要な課題として取り組み続けております。

このような考え方を実現させるため、当社は、監査等委員会設置会社の機関設計を採用しております。

具体的には、取締役会は、現在11名の取締役(うち社外取締役4名)で構成される体制を採用しており、定時・臨時の取締役会を開催し、重要な意思決定と取締役の職務の執行の監督を行っております。

現在4名の監査等委員(2名の監査等委員会が選定する常勤の監査等委員及び2名の非常勤監査等委員)で監査等委員会を構成しており、監査等委員会が選定する監査等委員は、会社の健全な経営と、社会的信頼の維持向上に留意しつつ、監査等委員会の定めた監査の方針、業務の分担に従い、取締役会その他重要な会議への出席や、業務及び財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務執行の監査を客観的且つ厳正に実施しております。また、監査等委員会は、監査等委員会が選定する監査等委員を通じて監査状況の報告を受け、情報を共有しつつ、効率的に監査を実施し、子会社を含めた当社グループ全体の業務執行の適法性の確保をはかるなど、公正性・透明性を確保しております。

なお、当社は社長直属の内部監査室(現在4名)を設置しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2(4)】

機関投資家や海外投資家の株式保有比率、議決権電子行使プラットフォームの利用状況、議決権電子行使プラットフォームや招集通知の英訳を実施した場合の費用対効果等を総合的に勘案し、これらの採用を検討いたします。

【補充原則3-1(2)】

当社は、現時点で、海外投資家比率が低いと、英語による開示は行っておりませんが、今後は、この比率や管理コストなどを勘案の上、海外投資家の比率が中長期的に見て著しく増加した場合に英語による情報の開示の検討を行います。

【補充原則4-1(3)】

次期最高経営責任者となる社長の育成については、次期候補者層が、社内外の経営課題、業績の状況などを常に把握する機会を設けるため、取締役会での業務執行報告とは別途、業務検討会、月次報告会、経営会議などを通じて、経営判断の過程に参画し、事業の安定的な継承を可能とすると共に、次期候補者層の多角的な視点を身に付けることに努めております。

今後、取締役会による監督については、様々な実効性のある方策を検討してまいります。

【補充原則4-2(1)】

業務執行取締役の報酬に関しては、固定報酬と業績連動報酬を採用しております。業績連動報酬については、前年度の会社業績により、加算減算することとしております。非業務執行取締役の報酬に関しては、固定報酬のみとしております。また、業務執行取締役の報酬につきましては、上記の報酬体系を踏まえ取締役会の諮問機関である任意の指名・報酬委員会の答申を経たうえで取締役会において決定することとしております。

なお、自社株を用いた株式報酬制度については、現時点では導入しておりませんが、常勤の役員に関しては、役員持株会を通じて継続的に自社株を購入することを奨励しております。

役員報酬の設計につきましては、様々な検討を行ってまいります。

【原則4-11】

当社の取締役会は、海外業務に携った経験を有する取締役を含む各事業部門を所管する業務執行取締役と、管理部門を所管する業務執行取締役及び社外取締役で構成し、会社規模に配慮しバランスよく配置しています。また、社外取締役が、他社での経営実績や監査部門、管理部門における経験に基づき大所高所より有益な助言を行う等で、取締役会は業務効率の向上及びガバナンスの確保をはかっております。当社は現在女性の取締役を選任しておりませんが、適任者がいる場合、当社の会社規模、業績、事業内容等を考慮しながら、性別に関わらず、選任について検討してまいります。

また、現在は、他社での経営実績や、財務、及び、会計に十分な知見を有する監査等委員の中から、監査等委員会が選定する常勤の監査等委員を複数選任し、会社の業務の実態を監視することで、監査等委員会の監査の実効性の確保をはかっております。

取締役会全体としての実効性評価については、分析・評価、及び、その結果を踏まえた改善を行い、取締役会の機能の向上に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】

(1) 当社は、取引関係の維持・強化や事業運営上の必要性その他の理由を勘案し、保有目的が適切であり中長期的に見て企業価値の向上に資すると判断した場合に、政策保有株式を取得し、保有します。

(2) 政策保有株式の保有状況については、個別銘柄ごとに保有目的が適切であるか、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかなどを精査し、保有の適否を毎年取締役会で中長期的な視点で検証し、適切ではない、または見合っていない銘柄については売却方法を決定したうえで売却します。

(3) 政策保有株式の議決権につきましては、議案内容や取引・協業の状況等、当社及び発行会社の中長期的な企業価値向上に資するかどうかの観点で判断し、必要に応じ発行会社と対話を行いつつ適切に行使します。

【原則1-7】

当社は、その役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)について、事前に取締役会において、会社や株主共同の利益を害することのないように、審議し判断を行います。また、その取引状況の報告を行う体制を整えております。

【原則2-6】

当社の企業年金は、資力・信用が確実であり、専門的な知見、運用実績を有する金融機関系の運用機関に委託しております。また、一つの運用機関に集中するのではなく、リスクヘッジをはかるため、複数の運用機関に分散して運用を行っております。これら運用機関による年金資産の運用においては、会社から個別に指図を行うことはなく、年金資産運用の客観性を確保し、会社と年金受給者との間で利益相反が生じないような体制を確保しております。年金資産の運用の統括部署は総務部としており、これらの運用機関から金融情勢等を踏まえた専門性のある助言・報告を定期的に受け、社内人材の専門性の向上をはかりながら、年金資産の有効な運用を行っております。

【原則3-1】

企業理念については、当社ホームページに掲載しております。また、中期の経営計画については、その要旨を当社ホームページに掲載しており、これを通じて関係者の閲覧の機会を確保しております。

コーポレートガバナンスの基本方針は、コーポレートガバナンス報告書、有価証券報告書、株主総会招集通知を通じて、開示を行っております。当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する2021年7月以降に適用される報酬について、以下の、基本的な方針を定めております。

(1) 報酬に関する基本方針

当社の持続的成長を目指すとともに、中長期的な企業価値と、業績の安定的な向上、人材の確保のため、株主利益と連動した報酬体系を目指すものとします。

取締役に対する報酬は、固定報酬と変動報酬により構成するものとします。

(2) 固定報酬に関する方針

固定報酬については、取締役の職務遂行の対価として役割・責務に応じて、役位ごとに支払われる報酬とします。これは同規模の他社水準や、当社の収益等を総合的に勘案して定めるものとします。なお、監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬のみとしております。

(3) 変動報酬等に関する方針

変動報酬のうち、短期インセンティブとしての業績連動報酬は、更に業績テーブル報酬と分社業績報酬に分けて評価することとします。

業績テーブル報酬は、当該事業年度の業績を、過去の業績に基づくテーブルと、中期経営計画における年度ごとの連結経常利益の達成度に応じてそれぞれ5段階で評価するものとします。

過去の業績に基づくテーブルは、直近10年間の連結経常利益を指標とし、最高値と最低値を除いた8年間の業績に基づき算定し、平均値を中央値として判定します。

中期経営計画に基づく業績は、年度ごとに定めた連結経常利益を達成することを目指して判定します。この二つの基礎となる業績の数値は、毎年見直すものとします。

もう一つの指標としての分社業績報酬は、個別決算と連結子会社(中華民国(台湾)に所在)の決算をもとに、事業部門ごとの業績を5段階に評価します。なお、全社を統括する取締役及び管理部門の取締役は、部門業績を集計した全社業績で判定されるものとします。具体的には、全社及び部門別の投下資本や保有資産状況を加味して算定した利益水準(標準利益)の達成状況と、対前年度増減率との二つの要素から役位に応じて金額を決定するものとします。

(4) 非金銭報酬等に関する方針

当社は、中長期インセンティブとして、第153期定時株主総会の承認を前提として、譲渡制限付株式報酬(RS)を導入いたします。この目的は、業務執行取締役が株主と株価の変動によるメリットとリスクとの価値を共有することで、株価と企業価値向上への取締役のモチベーションを高めることを目指します。

(5) 報酬等の割合に関する方針

取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する固定報酬と、業績連動報酬(短期インセンティブ)と、非金銭報酬(中長期インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬(RS))の割合は、役位によって異なりますが、固定報酬が6から7割程度、業績連動報酬と非金銭報酬の合計が4割から3割程度といたします。

(6) 報酬等の付与時期や条件に関する方針

業績報酬に関しては、翌期も在任する取締役に対しては、7月から翌年6月までの固定報酬に均等に加算して支払うものとし、退任する取締役には、株主総会の翌月に一括支給するものとします。また、期中に退任する取締役に対しては、未支給分を精算のうえ支給するものとします。譲渡制限付株式報酬は、役位に応じて年1回交付することとします。ただし、譲渡制限の解除は、退任時といたします。

(7) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬は、取締役会から任意の指名・報酬委員会に対し、株主総会決議で定められた範囲内で、報酬総額を明示したうえで諮問し、指名・報酬委員会の答申を経て、取締役会において決定することとしております。各取締役への具体的配分に関しては、代表取締役への報酬一任決議を取得したうえで、前記報酬総額の範囲内で決定することとしております。

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の候補者について、取締役会の諮問機関である任意の指名・報酬委員会の答申を経た上で、取締役会において選任しています。取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者・経営陣幹部の選定に際しては業績評価、専門的知識、コンプライアンスに対する認識などを総合的に判断して、監査等委員である取締役候補者については、経営実績や、財務、及び、会計に十分な知見を有し、監査業務を遂行するうえでの識見、人格、コンプライアンスに対する意識等を総合的に判断して決定しております。

取締役に、任期中に、不祥事等の解任相当事由に該当する事象が生じた場合には、取締役(監査等委員である取締役を除く。)については取締役会の諮問機関である任意の指名・報酬委員会の答申を経た上で取締役会において、また、監査等委員である取締役については監査等委員会で、理由を明示した上で辞任勧告決議を行うものとし、勧告に従わなかった場合には、取締役(監査等委員である取締役を除く。)については1年任期の為、次期株主総会の候補者として上程しないこととし、監査等委員である取締役については、次期株主総会が任期途中であった場合、取締役会が相当と認めるときは、監査等委員会の意見を聴取した上で、解任議案について解任理由を記載した上で上程することとしております。各取締役候補者の選定理由につきましては、株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則4-1(1)】

当社取締役会は、取締役会規程で付議基準を定め、法令及び当社業務に重要な影響を及ぼす事項につき、意思決定を行っております。この意思決定が行われた案件に関しては、各社内分社を担当する業務執行取締役や経営陣幹部は、この決定に沿った業務執行を行います。また、この業務執行報告を、取締役会にて行うこととしております。

【原則4-9】

当社は、法令及び金融商品取引所が定める独立性基準に加え、本人の経歴その他を総合的に判断し、客観的且つ大所高所から会社経営全般に対して助言が出来る者を、候補者として選定するようにしております。

【補充原則4-11(1)】

当社の取締役会は、海外業務に携った経験を有する取締役を含む各事業部門を所管する業務執行取締役と管理部門を所管する業務執行取締役、及び、他社において経営実績や監査部門や管理部門を経験している客観的な視点を持った複数の独立社外取締役に構成し、会社規模にも

配慮しバランスよく配置しています。
取締役(監査等委員である取締役を除く。)の候補者の選任については、取締役会の諮問機関である任意の指名・報酬委員会の答申を経て、取締役会において、候補者の業務の実績や、適応能力、人格、コンプライアンスに対する認識などを総合的に判断して、決定することとしております。監査等委員である取締役の選任に関しては、監査等委員との協議、並びに、審議を経て同意を得ることとしております。
原則4-11記載の通り、当社は現在女性の取締役を選任しておりませんが、性別に関わらず、適任者がいる場合、当社の会社規模、業績、事業内容等を考慮しながら、選任について検討してまいります。

【補充原則4-11(2)】
当社は、社外取締役選任に際しては、他会社等の兼任状況を株主総会の候補者議案に開示し、また、有価証券報告書、事業報告書に開示しております。また、取締役会で他会社等の役員兼任状況につき承認を得ております。

【補充原則4-11(3)】
当社は、取締役会の実効性評価に関し、次のとおり実施しました。
まず、外部弁護士に意見を求め作成したアンケートを取締役に対して実施しました。当該アンケートの項目は、前回の意見を反映し見直しを行いました。次に、事務局による回答の集計結果を外部弁護士が検証し評価しました。その後、取締役会において、集計結果と外部弁護士の評価をもとに、取締役会の実効性について審議しました。
その結果、全体として、当社の取締役会は適切に機能しており、実効性は概ね良好であり、また、寄せられた意見をもとに改善されているとの評価が得られました。当社は、昨年、監査等委員会に移行しましたが、集計結果を踏まえると、移行後も概ね良好な運用がなされていると評価できました。また、ガバナンスの強化をはかるため、任意の指名・報酬委員会を設置し運用を開始しました。
今後、取締役(社外取締役を除く。)の人数、取締役会の議題・議案の資料、取締役会に上程される議題、業務執行の報告、議題の説明方法、開催頻度などについて寄せられた意見につきましては引き続き検討を行い、取締役会の審議と監視機能を充実させられるように取り組んでまいります。

【補充原則4-14(2)】
業務執行取締役に関しては、主に各業界団体のセミナー等、監査等委員である取締役に限っては、主に日本監査役協会の研修会等への出席を通じて知識の習得をはかることとしております。
コンプライアンス関連の講習会は、取締役に定期的に開催することとしております。

【原則5-1.株主との建設的な対話に関する方針】
当社への照会は、機関投資家はIR担当取締役に所管し、一般株主は総務部が所管し対応しております。また、機関投資家・マスコミ向けの決算説明会を年1回開催(但し、本年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のための自粛要請を受けて開催を自粛いたしました。)し、社長以下主要な経営陣が直接説明を行っており、資料を当社ホームページに開示して一般株主の閲覧に供しております。これに加えて、決算短信及び、四半期毎に決算説明資料を当社ホームページに掲載し、決算情報の提供を行っております。さらに、把握した株主の意見は適宜集約し、役員及び経営陣及び関係部門へ報告することで、情報の周知・共有を行うこととしております。
なお、当社ホームページに「情報開示について」というタイトルで情報開示の合理的な回答方針を示しており、これに従いインサイダー情報に抵触しない範囲で情報開示を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	637,000	8.03
ラサ工業取引先持株会	350,105	4.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	335,400	4.23
株式会社みずほ銀行	250,797	3.16
榊原 三郎	234,000	2.95
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS - MARGIN (CASH PB)	204,000	2.57
株式会社三菱UFJ銀行	200,070	2.52
朝日生命保険相互会社	200,000	2.52
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	156,600	1.97
農林中央金庫	150,000	1.89

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、2020年4月1日に商号を「損害保険ジャパン株式会社」に変更しております。
2020年2月20日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、大和証券投資信託委託株式会社が2020年2月14日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、その変更報告書の内容は以下のとおりであります。
大和証券投資信託委託株式会社 所有株式数 444,600株 発行済株式総数に対する所有株式数の割合 5.60%

2019年4月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、S M B C日興証券株式会社及びその共同保有者である三井住友D Sアセットマネジメント株式会社が2019年4月15日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

S M B C日興証券株式会社	所有株式数	9,805株	発行済株式総数に対する所有株式数の割合	0.12%
三井住友D Sアセットマネジメント株式会社	所有株式数	400,900株	発行済株式総数に対する所有株式数の割合	5.05%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
後藤秀二	他の会社の出身者											
齊藤隆	他の会社の出身者											
山下雅之	他の会社の出身者											
中澤登	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
後藤秀二	○	○	当社グループは株式会社三菱UFJ銀行との間に資金の借入等の取引関係がありますが、借入総額に占める割合から主要な取引先でないものと判断しております。その他、当社と同氏との間に特記すべき利害関係はありません。	株式会社三菱東京UFJ銀行(現・株式会社三菱UFJ銀行)において要職を歴任し、特に業務監査部門での豊富な専門知識と経験を有するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を遂行できると判断したため、選任しております。

齊藤隆	○	○	当社グループは農林中央金庫との間に資金の借入等の取引関係がありますが、借入総額に占める割合から主要な取引先でないものと判断しております。その他、当社と同氏との間に特記すべき利害関係はありません。	農林中央金庫において要職を歴任し、豊富な専門知識と経験を有するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、当社の独立役員としての職務を遂行できると判断したため、選任しております。
山下雅之	○	○	当社グループは同氏が過去に代表取締役を務めていた朝日生命保険相互会社との間に資金の借入等の取引関係がありますが、借入総額に占める割合から主要な取引先でないものと判断しております。その他、当社と同氏との間に特記すべき利害関係はありません。	朝日生命保険相互会社において代表取締役専務執行役員を務めるなど、経営者としての豊富な知識と経験を有していることから、経営陣に対し高い見識に基づく意見表明やコンプライアンスに関する指導監督が期待できることなどより、独立役員としての職務を適切に遂行できると判断したため、選任しております。
中澤登	○	○	当社グループは同氏が過去に代表取締役を務めていた片倉コープアグリ株式会社との間に化学工業薬品の売買等の取引関係がありますが、当社及び同社双方の連結売上高に占める割合から主要な取引先でないものと判断しております。その他、当社と同氏との間に特記すべき利害関係はありません。	片倉コープアグリ株式会社において代表取締役専務執行役員を務め、同社における化成品事業等の豊富な知識と経験を活かした、客観的な立場からの専門的な助言などが期待できることから、当社の独立役員としての職務を適切に遂行できると判断したため、選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	2	0	4	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由
現在、監査等委員会の職務を補助する専属の使用人はおりませんが、監査等委員会が選定する監査等委員と総務部担当役員との間で、専属の使用人の配属に関して定期的に協議を行うこととしております。なお、特段の事情が生じた場合は、期中であっても再度協議を行うこととしております。監査等委員会が選定する監査等委員が職務の補助を必要とする場合、管理部門の職員に補助を依頼することができるものとしており、監査等委員会の監査を担保できる体制を整えております。
監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と会計監査人とは、監査方針・監査計画及び四半期・本決算に関する監査結果について意見交換を実施することとしております。なお、個々の監査に関し懸案事項が生じた場合は、適宜意見交換を行うこととしております。

監査等委員会が選定する監査等委員と内部監査室とは、情報交換を行い、その他個々の懸案事項が生じた場合は、適宜意見交換を行うこととしております。

また、内部監査室と会計監査人は、必要に応じ、意見交換を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性								
	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明

取締役の指名・報酬等に関する手続きの透明性及び客観性を確保し、当社のコーポレートガバナンス体制の強化を図るため、取締役会の任意の諮問機関として、2020年3月31日に指名・報酬委員会を設置いたしました。指名・報酬委員会は、本年4月、5月、及び、6月に、取締役会の諮問に応じて、取締役の選任及び取締役の報酬等の原案等を審議し、取締役会に答申しております。指名・報酬委員会は、現在、取締役社長坂尾耕作及び社外取締役齊藤隆、社外取締役中澤登の3名で構成され、委員長である坂尾耕作が指名・報酬委員会の議長となっております。指名・報酬委員会は、指名委員会および報酬委員会双方の機能を担っております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明 更新

業績連動型報酬制度については、【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の【原則3 - 1】に記載の通りであります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

2019年4月から2020年3月までの報酬は以下のとおりであります。
取締役(監査等委員である取締役を除く)報酬 9名 107百万円
取締役の支給額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬の額又はその算定方法の決定方針については、【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の【原則3 - 1】に記載の通りであります。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては、総務部総務課が窓口を担当し、取締役会資料の事前配付及び要請に応じて事前の説明を実施することとしております。監査等委員会が選定する監査等委員を補助する専属の使用人の配属については、監査等委員会が選定する監査等委員と総務部担当取締役との間で、定期的に協議を行うこととしており、特段の事情が生じた場合は、専属の使用人の配属に関する協議を行うこととしております。また、監査等委員会が選定する監査等委員の職務の補助が必要な場合、主に管理部門の職員に補助を依頼することとしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
庄司 宇秀	相談役	現経営陣から相談があった場合に 助言	非常勤 報酬有	2020/6/26	4年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	1 名
--------------------------	-----

その他の事項

経営上の意思決定に関与する権限、及び、業務執行に関する権限は有しておりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会および取締役

当社の取締役会は、7名の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び4名の監査等委員である社外取締役で構成しております。定時に取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、社内分社組織を統括し、経営全般に亘る業務効率、経営資源の投入の最適化をはかるため、重要事項の意思決定、業務執行状況の監督を行っております。

当社は、社外取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

取締役会以外の経営に関する会議体

2019年4月から2020年3月までの間に、常設の経営に関する審議、業務執行に関する報告並びにこれらの監督などを行う会議体(委員会を除く)として、経営会議6回、経営幹部会2回、業務検討会8回、月次報告会10回、予算会議2回、関係会社予算会議2回が開催されました。

監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員である社外取締役4名で構成しており、うち2名は監査等委員会が選定する常勤の監査等委員であります。監査等委員は、取締役会への出席のほか、監査等委員会が選定した監査等委員を中心として重要な会議体への出席、定期的な経営陣との意見交換、会計監査人や内部監査室との連携・情報交換、工場・営業所・子会社への往査等を通じて監査の実効性確保を図っております。

指名・報酬委員会

当社は任意の指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会の構成は、取締役会の決議により、現在は3名の取締役で構成され、うち2名は社外取締役が選任されております。取締役の指名・報酬等に関する取締役会からの諮問に対し、審議、答申することで手続の妥当性・客観性を確保し、当社のコーポレートガバナンス体制の強化を図っております。

内部監査室

当社は社長直属の内部監査室(現在4名)を設置しております。監査等委員会が選定する監査等委員と内部監査室とは、情報交換を行い、その他個々の懸案事項が生じた場合は、適宜意見交換を行うこととしております。また、内部監査室と会計監査人は、必要に応じ、意見交換を行っております。

会計監査人

当社は会計監査人としてEY新日本有限責任監査法人との間で、会社法監査・金融商品取引法監査につき監査契約を締結し会計監査業務を委嘱しております。

2020年3月期における会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等は以下のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 薬袋 政彦

指定有限責任社員 業務執行社員 米村 仁志

・同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

・監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士8名、その他20名でありました。

・EY新日本有限責任監査法人に対する報酬等は、38百万円でありました。

監査法人への報酬額については、監査等委員会の同意を得ております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社はガバナンス体制の更なる向上をはかるため、2019年6月27日開催の第151期定時株主総会から監査等委員会設置会社に移行し、合計4名の監査等委員である社外取締役を選任しております。4名の監査等委員である社外取締役のうち2名は、監査等委員会が選定する常勤の監査等委員として監査業務に従事しております。これらにより、公正中立で充分な経営監視機能と、適切なコーポレート・ガバナンス体制を確保しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2004年より約3週間前に発送しております。また、株主総会招集通知の発送前に、ウェブサイトにて開示しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	2007年11月に制定の上、「情報開示について」として自社HPに公開しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回決算説明会(アナリスト向け)を実施しております。但し、本年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための自粛要請を考慮した結果、決算説明会の開催を中止いたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	年4回決算説明資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当役員を置き、経理部財務課がサポートしております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ラサ工業コンプライアンス行動基準において、「法令、社内規則、善良なる社会慣行などを誠実に遵守するとともに、ステークホルダーの基本的権利を尊重し、倫理感と良識をもって、事業活動に努め、社会的信頼の向上をはかっていく。」と規定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示の方針を定めホームページにて、公開しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 当社及び当社子会社(以下当社グループという。)の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社グループは、役職員に対しコンプライアンス行動基準を定め、法令、社内規則、善良なる社会慣行などを誠実に遵守するとともに、ステークホルダーの基本的権利を尊重し、倫理観と良識を持って事業活動を行い、社会的信頼の向上をはかっている。また、企業倫理規程、個人情報保護基本規程、内部情報管理及び内部取引規制に関する規程などに従った法令遵守に基づく適法経営を推進する。
当社は、社長以下役付取締役等で構成される「コンプライアンス委員会」を設置しており、法令遵守の監視機能を担保するため、監査等委員が選定する監査等委員出席のもと開催することとしている。この具体的な仕組みとしては、当社グループの役職員が会社の業務に関して、法令諸規則及び企業倫理規程に抵触するおそれがあると判断したときは、地区毎に定めている法令遵守管理者や、社外に設置している相談窓口である弁護士事務所へ直接相談などを行うことができるものとしている。これらの窓口からの通報が、当社に重大な影響を及ぼす懸念のあるコンプライアンス上の問題である場合、コンプライアンス委員会を開催し、その調査及び社外公表、再発防止策につき審議し、具体的な措置を速に行い社会的信頼の回復に対処することになっている。
当社は、内部監査の職務を執行するための組織として、社長直属の内部監査室を設置している。内部監査室は、各事業部門並びに管理部門及び主要な子会社の職務の執行が法令及び定款に適合し、有効かつ効率的に行われることにつき定期的に内部監査を実施し、その結果に提言事項などがあったときはフォローアップ監査を行う。また、財務報告の正確性を確保するための体制の監視を行うシステムを構築する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会議事録、稟議書、各種契約書、その他重要な会議における業務の執行の状況を記録した文書及び財務情報などの重要な文書については、文書管理規程等に基づき保管する。取締役は、これらの文書などを常時閲覧できるものとしている。
- (3) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、当社の子会社の役職員から、当社子会社の取締役等の職務の執行について、関係会社方針検討会議や関係会社予算会議などにより、定期的及び必要に応じて報告を受ける体制を構築している。
- (4) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社の損失の危険の管理に関しては、稟議規程、経理規程、与信管理規程に従うほか、社内分社制度を採用している事業部門毎に、それぞれの取引先の業態・業績などを勘案の上、個々の取引の決裁をしている。また、当社の事業に関するリスクについては、取締役会、経営会議、業務検討会などの会議を定期的及び必要に応じて開催し検討する。今後のリスク管理体制を強化する観点から、付議基準・決裁基準などについては会社を取り巻く情勢などを勘案しながら常時整備・見直しを進めることとする。
当社子会社に関するリスクについては、当社の役職員を子会社の役員に就任させることにより、取締役会などの会議への出席を通じて情報の収集・管理を行っている。
当社の内部監査室が全社を俯瞰する立場で、管理部門、事業部門及び主要な子会社のリスク管理の状況をチェックし、社長から取締役会に報告することとしている。なお、将来において新たな重大なリスクが発生し、取締役会が対応を必要と判断する場合には、社長が速やかに対応責任者を定め、事態の解決をはかることにしている。
- (5) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、社内分社制度を採用しており、各社内分社にそれぞれ権限を委譲するとともに、収益責任を分担させている。これにより意思決定の迅速化、専門性の強化をはかりビジネスチャンスに対応するとともに、社内分社による組織の細分化が、個々の社員間の意思疎通を円滑にすることに繋がり、監視機能の充実をはかっている。
当社は、社内分社組織を統括し、経営全般に亘る業務効率、経営資源の投入の最適化をはかるため、取締役会において重要事項の決定、業務執行状況の監督を行うほか、全社的な観点から各種会議体を通じて、予算の決定、月別の決算状況の把握、方針の検討、対策の実行を行っている。
子会社においては、子会社の取締役会、予算会議にて経営効率の最適化をはかり、当社との定期的な協議などを通じて、当社との連携をはかっている。
- (6) 会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社の連結対象子会社に関しては、当社役付取締役及び経営企画室を担当する取締役と、連結対象子会社の取締役との間で、関係会社方針検討会議を定期的に持つほか、リスク顕在化のおそれのある事態が生じた場合はその都度設けている。また、関係会社予算会議により年度事業計画を管理するとともに、各連結対象子会社の取締役に、当社取締役もしくは主要職員を選任することで、会社経営の主要な情報を入手し、適宜判断を行っている。
管理部門により、連結対象子会社の経営に関する主要な諸情報を定期的に収集するとともに、損益状況の把握を行っている。内部監査室は重要な業務プロセスが適正に行われたかどうかにつき監査を行っている。
経営企画室を中心として、連結対象子会社に関してのコンプライアンス体制を整備するための諸施策を進めている。
当社及び連結対象子会社の取締役は適正な財務報告書を作成することが極めて重要であることを認識し、この適正性を確保するため、作成過程において虚偽記載及び誤謬等が発生しないよう実効性のある内部統制を構築する。
- (7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制及びその使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項
当社は、監査等委員会と人事担当役員が、監査等委員会を補助する専属の使用人についての必要性につき年1回協議を行っている。この専属の使用人を置いた場合の指揮命令権限は監査等委員会が有し、人事異動及び社内規程に準拠した懲戒を行う必要が生じたときは、事前に監査等委員会の同意を得て行うものとしている。
また、監査等委員会が職務の補助を必要とする場合、管理部門の職員に監査業務に必要な事項を命ずることができるものとしている。
- (8) 取締役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに監査等委員会への報告を理由とした不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員は、法令で定められた取締役会に出席するほか、監査等委員会が選定する監査等委員は、経営幹部会、月次報告会、予算会議などの重要な会議に出席するとともに、社長による決裁がなされた稟議書その他重要な報告書の全てが、直ちに回覧されることにより、重要な業務執行が報告される体制を整えている。
当社グループは、法令、定款等に違反する行為や、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実などを当社グループの役職員

が発見した場合、直接又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会にも報告することとする。

監査等委員会が選定する監査等委員は、当社に重大な影響を及ぼす懸念のあるコンプライアンス上の問題が生じた場合、コンプライアンス委員会への出席を通じて事態の概要及び基本的な対処方針についての情報を入手することができる。

当社は、当社及び当社グループの役職員が、当社の監査等委員会に対して情報提供をしたことを理由として、不利な取扱いを行わないものとしている。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査等委員会は、業務執行を行っている社長以下管理部門・事業部門及び監査部門の担当取締役並びに主要な職員に対し、監査計画に基づく個別のヒアリングを定期的の実施するとともに、コンプライアンス上の問題が生じる懸念のある事項が生じた場合については、随時関連する役職員に適宜ヒアリングを行うこととしている。また、監査等委員会は定期的及び必要に応じて会計監査人との間で意見の交換を行っている。

監査等委員の職務の執行にかかる諸費用については、監査等委員会の要請に基づき毎年予算措置を行うものとする。また、職務の執行にかかる費用等を請求された場合、速やかに応じるものとしている。

(10) 反社会的勢力を排除するための体制

当社は、ラサ工業コンプライアンス行動基準及び企業倫理規程に基づき、健全なる市民生活や社内秩序の安全に脅威をもたらす反社会的勢力・団体とは、警察、弁護士などの外部専門機関との密接な連携のもと会社全組織をあげて妥協することなく一切の関係を遮断するとともに、利益提供など不当な要求には一切応じないものとする。

整備状況は、以下のとおりである。

- ・2004年5月の取締役会においてラサ工業コンプライアンス行動基準を制定した。
- ・2004年6月の取締役会において、役員の報酬体系の見直しを行い、企業業績や企業価値との連動した報酬体系への移行のため、役員退職慰労金制度を、2003年6月に遡り廃止し、2005年6月の株主総会に対象役員の過年度分退職慰労金を支給することを決議した。
(但し、支給は退任時に行う。)
- ・2005年2月に、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」(以下適時開示規則)に基づく重要事項の社外発表につき、東京証券取引所(関係する記者クラブを含む)において情報開示を行うにあたり、公開すべき重要事項(取締役会決議を経たものを除く)の内容審議・管理・統制を行うために「情報開示委員会」を設置した。
- ・2005年4月に、コンプライアンスの組織的な強化・再構築をはかるため、取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとともに「企業倫理規程」を制定し、違反行為を防止すべく全社をあげて努めることとした。また、万一来備え、社内の「内部通報窓口」に加え、社外弁護士による外部の「通報窓口」を設けることにより違反行為を防止、会社としての健全性の確保をこれまで以上に重要視する企業経営に努めることとした。
- ・2005年4月に、個人情報の保護に関し、「個人情報保護委員会」を設置し、「個人情報保護方針」、「個人情報保護基本規程」を定め、全役職員に個人情報の適切な管理・取扱をするよう努めている。
- ・2006年4月に、社長直属の内部監査室を設置した。
- ・2014年6月に、社外取締役の選任を行った。
- ・2018年6月に、社外取締役を増員した。
- ・2019年6月に、監査等委員会設置会社に移行した。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社においては、取締役会で定めた2005年4月1日施行の「ラサ工業コンプライアンス行動基準」「企業倫理規程」において、反社会的勢力・団体との一切の関係遮断及び不当な要求に屈することなく、全社をあげて対決することを明確に定めております。また、2009年6月に内部統制システムの基本方針に「反社会的勢力との関係遮断」を明記しておりましたが、取り組む姿勢を明確化するため、2012年2月に「反社会的勢力を排除するための体制」を独立項目としました。

当社では、定例業務としては総務部が窓口となり、警察関連機関等からの情報収集や、社内に対する啓蒙活動を行うとともに、介入事案が生じた場合には、顧問弁護士事務所を通じて、適宜法的な排除措置を含め迅速な対応を行う体制を整備しております。また、反社会的勢力による会社に対する深刻な被害が惹起する懸念が生じた場合は、役付役員により構成されるコンプライアンス委員会を監査等委員会が選定する常勤の監査等委員出席のもとで迅速に開催し、全社的に見地から対応することとしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

当社は、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」(以下適時開示規則という)に基づく重要事項の社外発表につき、公開すべき重要事項の内容審議・管理・統制に関し、定例的に発表する決算などの重要事項については、会社における意思決定の最高機関である取締役会において、審議・機関決定を行い、開示しております。

しかしながら、公開すべき重要事項のなかには、機動的に審議・決定を行わなければならない事項や、ステークホルダーに対し、適時開示規則と同等程度の影響を及ぼすものと予測される事項もあるため、このような事態に対処すべく、情報開示委員会規程に基づく「情報開示委員会」を設置し、適時・適切な情報開示を行うことを基本としております。

「情報開示委員会」は、委員長に、東京証券取引所に登録している情報取扱責任者(現行取締役総務部長)、副委員長に、IR担当取締役(現行取締役経理部長)、委員として取締役及び事業部門長並びに管理部門長が就任しており、監査等委員会が選定する常勤の監査等委員の出席のもとに開催されることになっております。

委員に事業部門長並びに管理部門長を網羅することにより、重要情報を詳細且つ専門的な視点で迅速に収集することを可能にしております。これらの委員からの情報を、総務部内に設置される事務局に集約し、発生事象が開示規則に該当するかどうかの検討を行い、委員長及び副委員長と協議の上、機動的に委員会を開催することとしております。

なお、適時開示規則に基づく情報開示は、東京証券取引所が運用する「適時開示情報伝達システム(TDnet)」で開示された後、速やかに当社ホームページに掲載しております。

